

論点に対する回答

分野	死亡・相続手続きのデジタル化
省庁名	法務省、デジタル庁、総務省、個人情報保護委員会
<p>死亡・相続に伴い、相続人は様々な行政手続や民間事業者に対する手続を行うことが必要となるが、死亡者数が増加傾向にある中、相続人の手続に係る負担やその手続を受ける行政機関・民間事業者等の負担軽減に向けた取組が必要である。また、令和6年4月1日からは、相続登記が義務化され、所有者不明土地対策の観点からも、相続手続の更なる効率化が求められている。</p> <p>令和5年6月1日の「規制改革推進に関する答申」、同月16日閣議決定の「規制改革実施計画」において、相続手続の効率化に資する規制改革を実施することとしているが、この取組を更に進める必要がある。</p> <p>上記を踏まえ、以下の論点について回答いただきたい。</p> <p>論点 1. 死亡手続のデジタル化 論点 2. 相続手続のデジタル化 論点 3. 遺言のデジタル化</p>	
<p>論点 1. 死亡手続のデジタル化</p> <p>1. 死亡届及び死亡診断書の提出オンライン化</p> <p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）にて、「死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）のオンライン化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行う。」と記載されているが、関係省庁間の現在の調整・検討状況、実現時期の目標を説明願いたい。</p>	
<p>【回答】</p> <p><デジタル庁></p> <p>死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）のオンライン化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行っているところである。令和6年度第二四半期までに課題の整理を行い、その後、実装方策の検討・実施を予定している。</p>	

2. 行政が保有する死亡に関する情報の民間事業者における利用

(1). 公的個人認証サービスによる死亡の事実・死亡日情報のデータ連携の実現

行政が保有する死亡の情報を民間において利用できれば、例えば、生命保険会社の死亡保険金の支払いの迅速化・確実化が可能となるなど、民間事業者における死亡手続の効率化が見込まれる。現状では、公的個人認証サービスを利用し、顧客の公的個人認証サービスの電子証明書の失効理由で「死亡、海外転出、職権消除」のいずれかに該当したことまでは把握できるが、確定的な死亡事実の把握はできない。令和6年5月から、「海外転出」が除かれることになるが、いまだ「職権消除」は残るため、上記課題は未解決のままである。

については、公的個人認証サービスの電子証明書の失効理由により、死亡の事実が確実に分かるようにできないか。また、特定署名用電子証明書記録情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第18条第3項）の中に、死亡の事実及び死亡日が含まれるようにできないか。実現時期の目標含め説明願いたい。

【回答】

<デジタル庁・総務省>

電子証明書の失効理由の一つである「affiliationChanged」において「死亡」の細分を設けることについては、国際標準と異なることとなり、当該国際基準に基づいてシステム開発を進めている機関（民間事業者も含む）との通信ができなくなる可能性があり、電子証明書の利用範囲が限定されることとなるほか、個人情報保護の観点の検討も求められることから、困難である。また、特定署名用電子証明書記録事項とは、署名用電子証明書が失効した場合に新たに発行された署名用電子証明書に記録されている4情報（住所、氏名、生年月日、性別）をいうものである。署名用電子証明書は、住民基本台帳に記録されている者が発行申請を行うことができるものであり、死亡した者については、住民基本台帳が消除されることとなるため、特定署名用電子証明書記録事項の前提となる新たな署名用電子証明書を発行することができない。そのため、御提案の実現は困難である。

(2). 失効理由に「死亡」の細分を設けることの問題点と対応

規制改革・行政改革ホットラインにおける省庁回答では、「電子証明書の失効理由に「死亡」の細分を設けることが困難な理由として、「国際標準と異なることと、個人情報保護の観点の検討が求められることを挙げている。この点に関し、以下につき御教示いただきたい。

- ① 国際標準とは具体的に何か。
- ② 国際標準と異なると、なぜ死亡の細分を設けることができないのか。死亡の細分化を妨げる技術的・法的制約はあるのか。
- ③ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条は、個人情報を「生存する」個人に関する情報と定義しているところ、死亡情報の取扱いに係る個人情報保護の観点からの具体的な問題点は何か。法的制約はあるか。
- ④ 上記の問題点等を解消する対応策如何。

【回答】

<デジタル庁・総務省>

①

国際連合の専門機関の一つである ITU-T（International Telecommunication Union Telecommunication Standardization Sector；国際電気通信連合電気通信標準化部門）の規定に従った失効コードを使用している。

②

①でも回答したとおり、電子証明書は ITU-T の規格に従った失効コードを使用しており、電子証明書の失効理由は、RFC5280（Internet X.509 Public Key Infrastructure Certificate and Certificate Revocation List (CRL) Profile）にて、次の7つのコードに分類されている。

(1) unspecified 、 (2) keyCompromise 、 (3) cACompromise 、
(4) affiliationChanged 、 (5) superseded 、 (6) cessationOfOperation 、
(7) certificateHold

このうち「死亡」による電子証明書の失効は「(4) affiliationChanged（証明書の記載内容に変更が生じた）」に含まれており、「死亡」単独の細目（コード）を作成するには国際標準として全世界で使用されている ITU-T の規

格そのものを改定する必要があるほか、当該国際基準に基づいてシステム開発を進めている機関（民間事業者も含む）との通信ができなくなる可能性があり、電子証明書の利用範囲が限定されることとなる、また、個人情報保護の観点の検討も求められることから、困難である。

<デジタル庁>

③

個人情報保護に関する法律における個人情報に該当するか否かに関わらず、死亡の事実は、個人情報と同様に、適切に扱われるべきものと考えている。

<個人情報保護委員会>（③のみ）

個人情報保護法において、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っており、死者に関する情報については保護の対象とならない。ただし、死者に関する情報が、同時に生存する遺族等に関する情報である場合は、当該遺族等に関する「個人情報」に該当し得るため、個人情報保護法の規律に従って、適正に取り扱う必要がある。

(3). 公的個人認証サービス以外の手段

行政が保有する死亡に関する情報の民間事業者における利用を可能とする方策として、公的個人認証サービス以外の手段は考えられないか。

なお、（一社）生命保険協会によれば、例えばフランスは、全国個人識別番号に死亡年月日等が紐付いており、ここから番号を除く情報を第三者団体がデータベース化して、生命保険会社が利用可能となっているほか、アメリカでは、社会保障番号に死亡日を加えた死者のデータベースを政府が別途作り、民間も利用できるようにされているとのことである（以下リンクの、p. 12、p. 15 参照）。

https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/pdf/20230421_2.pdf

【回答】

<デジタル庁>

デジタル庁においては、死亡に関する情報をそもそも保有していないため、お答えすることは困難である。

<法務省>

現時点で当省として御提案できるものはない。

論点 2. 相続手続のデジタル化

1. 戸籍証明書一式の電子化

(1). 戸籍証明書のオンライン申請、電子交付

相続人は、被相続人の戸籍謄本等を収集する必要があり、オンライン申請や電子交付を可能とすることによりその効率化が図られ得るが、本籍地以外の市区町村で戸籍証明書の取得を可能とする「広域交付」は、出頭または郵送による申請が必要で、交付される戸籍証明書の媒体は書面のみ。

また、本年4月1日から不動産の相続登記が義務化されたことに伴い、司法書士等による法定相続人の調査のため、戸籍の職務上請求の件数も今後増加していくことが考えられるところ、その負担の軽減も必要であると考えられる。

については、規制改革実施計画（令和5年6月16日）における、以下の実施事項の実施状況、実現時期の目標について説明するとともに、司法書士等の士業による職務上請求についてもオンライン申請や電子交付を導入することについて、見解を説明願いたい。

<共通課題対策分野>

(3) 民間手続等に関する見直し No. 15 相続手続の効率化

- b 法務省は、デジタル庁と連携し、市区町村による戸籍証明書等のオンライン申請や電子交付の導入を促進し、戸籍証明書等について、民間事業者が処理可能なデータ形式の実現に向けて、検討を開始する。(継続的に措置)

【回答】

<法務省>

戸籍証明書のオンラインでの請求については、現在の制度上、本籍地の市区町村に対してすることが可能であり、令和6年4月時点で267の市区町村が対応しております。法務省としても、随時事例を共有し、その導入の促

進を図っています。

一方で、電子交付については、制度上は可能ではあるものの、実際に導入している市区町村はないという状況です。これは、市区町村が電子署名による偽造防止措置と市区町村長の電子署名の検証をできるようにする仕組みを構築する必要があるため、市区町村において利用先の見込みを含めた費用対効果の観点で導入の是非を判断していることによるものと考えられます。

また、オンラインによる戸籍証明書の職務上請求についても、制度上は可能と考えられますが、書面による職務上請求においては、不正請求を防止するため有資格者の所属する会が発行した戸籍証明書の交付を請求する書面（統一請求書）に有資格者の職印が押されたものによって請求するとされている（戸籍法施行規則第11条の2第4号）のに対して、オンラインによる職務上請求については、これに代わる措置がないことから、市区町村において事実上オンラインによる職務上請求が導入できない状況にあるものと考えています。

戸籍証明書のオンラインによる職務上請求の実現に当たっては、偽造防止や不正請求の防止策の検討が必要であることから、引き続き、市区町村、各士業団体及び関係府省庁との意見交換等を通じて検討してまいります。

(2). 戸籍電子化の現状と方針

広域交付については、電子化されていない戸籍等（※）は対象外となっており、速やかに電子化した上で、広域交付の対象を拡大すべき。

については以下につき回答いただきたい。

※電子化されていない戸籍等（戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第69条）

- 電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍（改製不適合戸籍）・・・戸籍の記載や日付の誤り、電子化できない文字があることなどにより、コンピュータへの移行（テキストデータによる管理）に適合しないもの
- 除籍簿につづられた除かれた戸籍（除籍）・・・紙の除籍

① 電子化されていない戸籍等の現状

電子化されていない戸籍等（上記※のそれぞれ）について、電子化されていない戸籍の数及びテキストデータ化・イメージデータ化（オンラインで利用するための索引データ（目的のデータを効率よく取得するためのイン

デックス)の付与を含む。以下同じ。)の実績・見込みについて、御教示いただきたい。

② 戸籍電子化の方針

i. 改製不適合戸籍の解消について

規制改革実施計画(令和5年6月16日)における、以下の実施事項の実施状況について、解消時期の目標含め説明願いたい。また、広域交付やマイナンバー連携への対応として、改製不適合戸籍の解消までの経過措置としてイメージデータ化も並行して行うことはできないか(紙で作成されている改製不適合戸籍を単にイメージデータ化することに、何か技術的・法的な制約はあるのか)。

<共通課題対策分野>

(3) 民間手続等に関する見直し No. 15 相続手続の効率化

- a (前略) 電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍(改製不適合戸籍)については、市区町村等と連携しながら該当する国民に対して電子化によって享受できるメリットを丁寧に説明することで、改製不適合戸籍そのものの解消を国民に促す。(令和5年度から継続的に措置)

ii. 除籍簿につづられた除かれた戸籍(除籍)の電子化について

除籍簿につづられた除かれた戸籍(除籍)について、いつまでに概ねイメージデータ化が完了する見込みなのか、説明願いたい。また、デジタル完結に向けテキストデータ化が必要と考えられるが、テキストデータ化への対応方針、完了時期の目標含め説明願いたい。

【回答】

<法務省>

電子化されていない戸籍については、改製不適合戸籍につき8,800戸籍程度、紙を正本として管理している除籍につき5万戸籍程度であると承知しています。紙を正本として管理している除籍については、市区町村向け説明会を実施した際に、電子化を進めるよう促しているところです。

また、電子化できない文字がある戸籍については、情報の連携の際に妨げとならないよう、まずは、電子化できる文字で戸籍記載を行う必要があると

考えているところ、改製不適合戸籍を調査した結果、電子化できる文字が使用されていることが確認された改製不適合戸籍については、市区町村に対し、速やかに電子化を行うよう依頼したところです。その結果、令和5年8月時点から本年2月までの間に約260戸籍について解消されたことを確認しており、今後、電子化できる文字を最新化した対応表を示すことを予定しておりますので、さらに解消が進むと見込んでおります。引き続き、市区町村と連携した上で、該当する国民に対して、電子化することによって享受できるメリット（広域交付等）を丁寧に説明した上で、改製不適合戸籍の解消を促してまいります。

紙を正本として管理している除籍については、市区町村の判断により、必要経費の確保や作業範囲、費用対効果を踏まえたその電子化（イメージデータ化）が進められていることから、イメージデータ化が完了する見込みについては一概に申し上げられません。

なお、除籍イメージデータのテキスト化については、既に除かれた戸籍であることを踏まえ、費用対効果の観点から検討が必要であると考えられます。

2. 戸籍書類の提出不要化

相続に伴う行政手続や民間手続において、相続人は戸籍謄本等をそれぞれの手続で提出する必要がある。この提出を不要化する方法として、法的相続情報証明制度のデジタル化及びマイナンバー連携による対応が考え得る。

については以下につき回答いただきたい。

(1). 法定相続情報証明制度のデジタル化による対応（対行政手続、対民間手続）

① 法定相続情報一覧図の電子交付等

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）における以下の事項の実施状況、実現時期の目標について、登記所への申出の電子化も含め、説明願いたい。

＜共通課題対策分野＞

(3) 民間手続等に関する見直し No. 15 相続手続の効率化

- c 法務省は、デジタル庁と連携し、法定相続情報証明制度に関して、登記官が認証した法定相続情報一覧図の写しの電子交付について、検討を開始する。(継続的に措置)

② マイナポータル連携による法定相続情報一覧図の活用（対行政手続）

法定相続情報証明制度の電子化に当たっては、利便性向上の観点から、マイナポータルを利用した申出や、マイナポータル上で電子証明書を付した法定相続情報一覧図を交付するということが考えられる。

これにより、行政手続において、電子証明書付きの法定相続情報一覧図を活用することが容易になると考えられるが、このようなマイナポータル連携による法定相続情報一覧図の行政手続での活用方策について、制度及び技術的な点から、実現時期の目標含め見解を説明願いたい。

③ マイナポータル連携による法定相続情報一覧図の活用（対民間手続）

法定相続情報証明制度のマイナポータルとの連携により、民間事業者（金融機関等）においても、マイナポータル API を活用して電子証明書付きの法定相続情報一覧図を参照することが可能となると考えられるところ、このようなマイナポータル連携による法定相続情報一覧図の民間手続での活用方策について、制度及び技術的な点から、実現時期の目標含め見解を説明願いたい。

【回答】

＜法務省＞（①～③）

・①について

(1) 申出の電子化について

現行の法定相続情報証明制度は、相続人から法定相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）とともに、その基礎となる戸除籍謄本等の束を紙ベースで登記所に提出していただくことを前提に、無料で、その一覧図に登記官が認証文を付した写しをいわゆる行政証明として交付するものであり、令和4年度で年間約174万通の法定相続情報一覧図が利用されています。

法定相続情報証明制度におけるオンライン申出を実現するためには、システムの開発とその運用の経費を賄うため、制度の利用者に手数料の支払をお願いせざるを得ないところであり、その場合には法改正も必要になります。現在、経費の精査を進めているところですが、利用者の皆様の手数料負担への御理解を踏まえながら、法改正の是非を検討していく必要があると考えています。

他方で、後記3の論点で回答するとおり、電算化された戸籍情報に基づき機械的に法定相続人を特定する仕組みについては、技術的・制度的課題を整理する必要があるところですが、その内容次第では、法定相続情報証明制度に代わるものとなり得るものです。その検討状況等を見定めながら、費用対効果の観点も踏まえて、法定相続情報証明制度におけるオンライン申出の要否を慎重に検討する必要があるものと考えており、現時点において、実施時期の目標等を明示することは困難です。

(2) 一覧図の写しの電子交付について

現在、一覧図の写しの交付に当たっては、地紋紙を使用することによって、偽造の防止を図ることとしています。これを電子データで交付することとした場合には、改ざん防止等の観点から、登記官の電子署名を付与することとなりますが、その実施に際しては、一覧図の写しの提出先となる各種機関において、登記官の電子署名の有効性を検証することが確実にできる体制・環境が整備されていることが重要と考えています。

この点、電子署名等の電子契約サービスが民間企業にどの程度普及しているか、また、どのような業種において一覧図の電子交付に対する需要があるかなど、一覧図の写しの提供を受ける企業等の状況等を踏まえつつ慎重に検討する必要があると考えています。

・②③について

マイナポータル連携による行政手続や民間手続における法定相続情報証明制度の活用を実現することについても、その前提として、システムの開発や運用の経費を賄うため、利用者に手数料の負担をお願いせざるを得ないことは、前述したとおりであり、現時点では、実施時期の目標等を明示することは困難です。

デジタル庁にも相談させていただきながら、法定相続情報証明制度におけるオンライン申出や電子交付について、引き続き検討してまいります。

<デジタル庁> (②、③)

②

法定相続情報証明制度について、マイナポータルで申出を実現することは、国民生活の利便性向上に資するものであると考えられる。実現に当たっては、マイナポータルで新たに画面を作成することだけではなく、法務省のシステムにおいて、マイナポータルと連携し、法務局で申出の受領・審査を行い、電子署名付きの法定相続情報をマイナポータルに返却するためのシステム開発を行っていただく必要がある。

実現の具体的な方法や制度面での整理を行いながら、システム開発を行う必要があることから、法務省と連携しながら対応を行ってまいりたい。

③

マイナポータル API での情報提供等については、②の仕組みが構築されれば実現可能であると考えている。

(2). マイナンバー連携による対応 (対行政手続)

政府全体においては、マイナンバー制度における行政機関間の情報連携が推進されているところ、戸籍謄本の提出が必要な各種の相続手続（資料 1-1 の P 4、5 参照）について、マイナンバー連携により戸籍情報の連携（戸籍謄本の添付省略）の対象とすることが考えられるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 3 条に掲げられている基本理念（※）との整合性の観点のほか、戸籍情報の電子化の状況を踏まえた技術的な観点から、実現時期の目標含め見解を説明願いたい。

※ マイナンバー施策の推進に当たり、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野における利用の促進を図るとともに、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならないことなどを掲げている。

【回答】

<デジタル庁>

マイナンバー制度による戸籍情報の連携は令和6年3月より順次開始しており、これにより、順次戸籍情報関係の添付書類削減を進めていく予定である。それぞれの事務でマイナンバー情報連携により添付書類が削減できるか否かは、一義的には各事務の所管省庁において判断いただく必要があり、その検討を踏まえて、デジタル庁としても必要な対応を進めてまいりたい。

<法務省>

令和元年の戸籍法改正によるマイナンバー制度に基づく戸籍情報の連携については、令和6年3月1日から試行運用を開始しているところです。この仕組みは、法務省が戸籍又は除かれた戸籍の副本の情報から作成した戸籍関係情報を利用することにより、行政手続においてマイナンバーを提供した個人間の親子関係や婚姻関係の存否等についてコード化された数値で回答するものです。

一方で、戸籍情報連携システムの運用開始に伴い、広域交付制度による相続人の戸籍証明書の取得に係る負担軽減が図られているところ、さらに、令和7年3月を目途として、関係省庁と協力し、オンラインでの行政手続において戸籍電子証明書を利用することにより戸籍証明書の添付省略を可能とする取組を進めているところです。

まずは、これらの運用と新規導入を着実に進めるとともに、制度開始後の利用状況を踏まえながら利便性の向上を進めてまいりたいと考えております。

3. 法定相続人の自動特定

法定相続情報証明制度は、相続人が戸籍謄本より法定相続情報一覧図を準備し、登記所に認証を得る必要があるが、法定相続情報一覧図が戸籍情報連携システム等により自動的に作成できれば、相続人の負担が更に軽減される。また、自動特定された法定相続人の情報に基づき、不動産の相続登記の自動化も含めた相続登記の促進に活用することで、所有者不明土地対策にも資するのではないか。

については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）における以下の実施事項の実施状況、実現時期の目標について、上記の所有者不明土地対策への活用に対する見解含め、説明願いたい。

<共通課題対策分野>

(3) 民間手続等に関する見直し No. 15 相続手続の効率化

- d 法務省は、デジタル庁と連携し、法定相続人の負担軽減を図るべく、戸籍情報連携システムを利用して、電算化された戸籍情報に基づき機械的に法定相続人を特定する仕組みについて、実現の可否及び当否を含め、技術的課題や費用対効果等を踏まえ、継続して検討する。（継続的に措置）

【回答】

<法務省>

戸籍情報連携システムを利用して、機械的に法定相続人を特定する仕組みの実現については、現時点では特定に必要な情報が整備されていないことから、その情報を付与等するための技術的・制度的課題を整理した上で、利用者と具体的な利活用シーン及び想定件数を算出し、その費用対効果等を踏まえて検討しなければならないと認識しております。したがって、まずは、その調査に必要な予算面・人的リソースの調整が必要と考えております。

なお、戸籍情報連携システムは、令和6年3月から稼働を開始したところであり、まずは、広域交付等の安定運用に向けた対応を継続するとともに、オンラインでの行政手続における戸籍電子証明書を活用した添付省略の実現に向けた関係省庁との調整等を着実に進めてまいります。

論点3. 遺言のデジタル化

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）における以下の実施事項の実施状況、実現時期の目標について、説明願いたい。

<共通課題対策分野>

(3) 民間手続等に関する見直し No. 15 相続手続の効率化

f 法務省は、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、令和4年度の基礎的な調査の結果等を踏まえ、我が国の実情に即した制度の検討に資するものとして、自筆証書遺言のデジタル化を進めている国等の法制及び同国で活用されているデジタル技術等について、更に掘り下げた調査を実施した上で、検討を進める。（令和5年度措置）

【回答】

<法務省>

令和5年度には、令和4年度に実施した基礎的な調査の結果等を踏まえ、遺言のデジタル化を進めている国を含めた7か国（韓国、中国、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス及びドイツ）について海外法制調査を行い、各国の遺言制度の詳細やデジタル技術を用いた遺言の方式の在り方に関する議論の動向等について、活用されている具体的なデジタル技術も含め、把握しました。また、法務省担当者において、令和5年10月に立ち上げられた民事法の研究者や実務家等を構成員とする外部研究会に参加することにより、有識者等による知見を得ながら、検討を進めてまいりました。

このような中、法務大臣は、令和6年2月15日、デジタル技術の進展及び普及等の社会情勢に鑑み、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言者がデジタル技術を用いて作成することのできる新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心とした遺言制度の見直しについて法制審議会に諮問を行い、これに基づき、法制審議会民法（遺言関係）部会が設置され、令和6年4月16日に第1回会議が開催されました。

同部会においては、今後、海外法制調査の結果や外部研究会における議論の内容等を踏まえつつ、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方等について議論がされる予定であり、その議論を踏まえて検討を進めていく予定です。